

議案第56号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の字の区域を別紙変更調書のとおり変更するものとする。

令和4年 6月 2日 提出

ひたちなか市長 大谷 明

令和 年 月 日 議決

変 更 調 書

大字長砂字渚に変更する区域

ひたちなか市大字長砂字渚 1 6 3 番 7 7, 2 0 1 4 番, 1 6 3 番 7 3, 1 6 3 番
7 5, 1 6 3 番 2 1, 同市阿字ヶ浦町字千駄切 5 5 2 番 3, 5 5 2 番 4, 5 5 2
番 6 4 の地先公有水面

2 6 7, 9 7 3. 0 3 平方メートル